

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
伊那西部地区測量等業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項目	内容
第1章 総則 (適用範囲)	
第1-1条  (目的)	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業伊那西部地区測量等業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第1-2条  (場所)	本業務は、昭和47年度から昭和62年度に国営伊那西部土地改良事業により造成された農業水利施設の地表部の中心線測量等を行うものである。
第1-3条  (業務概要)	本業務において対象とする施設の場所は、長野県伊那市西箕輪及び上伊那郡箕輪町大字中箕輪地内で、別添施行位置図に示すとおりである。
第1-4条  (土地の立入り等)	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下段北幹線水路測量 L=0.94km</li> <li>・3級水準測量（地表部） 10.1km</li> <li>・3級基準点測量（地表部） 11点</li> </ul>
第1-5条  (班編成)	業務実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
第1-6条  (一般事項)	本業務は2班以上の編成により行うものとする。
第1-7条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</li> <li>(2) 測量予定線、測量作業規程第24条（基準点測量、作業計画）、第51条（水準測量、作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。</li> <li>(3) 作業に従事する技術者は、対象業務に充分な知識と経験を有した者とする。</li> <li>(4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。</li> </ol>

項目	内容																								
(配置技術者の確認) 第1-8条  (保険加入) 第1-9条  第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	<p>共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>基本条件は、次のとおりである。</p> <p>本測量作業の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>既設の基準点・水準点名</th> <th>標高 (EL)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>1等水準点 5347</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>1等水準点 5350</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>電子基準点 箕輪</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>電子基準点 高遠</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>電子基準点 木曽駒ヶ岳</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 下段北幹線水路は、伊那西部土地改良区連合が管理している。</p> <p>(2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。</p> <p>(3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(4) 現地調査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。</p>		既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考	(1)	1等水準点 5347	—		(2)	1等水準点 5350	—		(3)	電子基準点 箕輪	—		(4)	電子基準点 高遠	—		(5)	電子基準点 木曽駒ヶ岳	—	
	既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考																						
(1)	1等水準点 5347	—																							
(2)	1等水準点 5350	—																							
(3)	電子基準点 箕輪	—																							
(4)	電子基準点 高遠	—																							
(5)	電子基準点 木曽駒ヶ岳	—																							

項目	内容						
(対象施設) 第2-2条	本業務の対象施設は、下段北幹線水路とする。						
(貸与資料) 第2-3条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用水路台帳図・用地平面図</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 伊那西部地区用地測量その2 業務成果</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外で必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	貸与資料	数量	用水路台帳図・用地平面図	1式	令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 伊那西部地区用地測量その2 業務成果	1式
貸与資料	数量						
用水路台帳図・用地平面図	1式						
令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 伊那西部地区用地測量その2 業務成果	1式						
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。</li> <li>(2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。</li> <li>(3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。</li> <li>(4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</li> </ul>						
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別紙2 項目表 のとおりである。						
(作業の留意点) 第3-2条	<p>業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中心線測量 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中心杭の間隔は、原則として100m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。</li> <li>② 杭打ちが不可能な箇所では、固定物に打鉦等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。</li> <li>③ 測量については、施設の管理者（伊那西部土地改良区連合）と協議し行うものとする。</li> </ul> </li> </ul>						

項目	内容
(管理技術者) 第3-3条	<p>(2) 縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。</p> <p>(3) 仮 BM 設置測量 仮 BM の設置は、監督職員の指示により行うものとする。</p> <p>(4) 区分地上権設定範囲図の修正 当事務所で所有する区分地上権設定範囲図の平面図・縦断図の修正を行う。縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。</p> <p>(5) 測量成果の検定 本測量成果の検定については、測量作業規程第14条を適用する。</p> <p>(6) 測量成果等の登録 本業務の成果については、国土地理院へ登録予定である。受注者は公共測量手続きの補助を行う。</p>
(担当技術者) 第3-4条	<p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第7条3項によるものとする。</p> <p>(2) 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-5条	<p>担当技術者は、共通仕様書第8条によるものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 (URL 「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p>

項目	内容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>(2) 機器等の導入</p> <p>ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>ア 受注者は、(1) の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。</p> <p>なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入について は、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」 に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を 写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、 業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に URL (<a href="https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php">https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php</a>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェック システム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフ トウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認 を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるもので あり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次 の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには 管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階</p> <p>第2回 中間打合せ</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>打合せ場所は、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所で 行うものとする。</p>

項目	内容
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条  (成果物の提出先) 第 5-2 条  第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	<p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙 1 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書に基づく業務行程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部</li> <li>2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</li> <li>3. 図面書面 2 部 (製本 A1 版)</li> <li>4. 図面原図 1 式 (図面ファイル)</li> </ol> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>静岡県菊川市加茂 2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第 2-2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(6) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(8) 現地踏査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。</li> <li>(9) その他重要な変更が生じた場合。</li> </ol>

項目	内容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1（第3-3条、第4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

令和7年度

別紙2

## 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 伊那西部地区測量等業務

## 項目表

作業項目	数量					備考	
	計	下段北幹線水路					
		測量1	測量2	測量3	測量4		
		PCP φ 700mm	PCP φ 600mm	PCP・SP φ 600 mm	PCP・DCP φ 450 mm～500mm		
1. 作業計画	1業務						
2. 現地踏査	0.94km	0.2785km	0.2889km	0.2398km	0.1304km	平地、耕地 1,000台未満/12時間	
3. 中心線測量(地表部)	0.94km	0.2785km	0.2889km	0.2398km	0.1304km	平地、耕地 測点間隔100m、単曲線区分0 1,000台未満/12時間	
4. 縦断測量(地表部)	0.94km	0.2785km	0.2889km	0.2398km	0.1304km	平地、耕地 1,000台未満/12時間	
5. 仮BM設置測量(地表部)	0.94km	0.2785km	0.2889km	0.2398km	0.1304km	平地、耕地 道路上 (3級水準測量)	
6. 3級水準測量(地表部)	10.1km	—	—	—	—	平地、耕地、道路上	
7. 3級基準点測量(地表部)	11点	3点	3点	3点	2点	平地、耕地、200m間隔、伐採なし (成果検定含む)	
8. 4級基準点測量(地表部)	13点	4点	4点	3点	2点	平地、耕地、50m間隔、伐採なし	
9. 区分地上権設定範囲図の修正	8枚	2枚	2枚	2枚	2枚	延長／300m	